

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年6月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800432号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1900030号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成27年10月1日から平成28年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年10月から平成28年11月までの標準報酬月額については13万4,000円から22万円とする。

平成27年10月から平成28年11月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年10月から平成28年11月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成27年10月1日から平成28年12月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成27年10月から平成28年11月までの標準報酬月額については26万円とする。

平成27年10月から平成28年11月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額(22万円)を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、請求者のA社における平成28年12月1日から平成30年7月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年12月から平成30年6月までの標準報酬月額については13万4,000円から26万円とする。

平成28年12月1日から平成30年7月21日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年10月1日から平成30年7月21日まで

平成 28 年 8 月にねんきん定期便を見て、厚生年金保険料控除額に比較して標準報酬月額が低額に記録されていることがわかった。会社に問い合わせたものの、記録の訂正も過大に控除された保険料の返還にも応じてくれなかった。調査の上、A 社に勤務していた請求期間の標準報酬月額を厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 12 月 1 日までの期間については、年金事務所が訂正請求を受け付けた日（平成 31 年 1 月 21 日、以下「訂正請求日」という。）において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を認定することとなる。

請求者から提出された給与明細一覧、確定申告書、源泉徴収票及び住民税の納税通知書（以下「給与明細等」という。）により、請求期間のうち、平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 12 月 1 日までの期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に基づく標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 12 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額は、上記給与明細等により確認できる厚生年金保険料控除額から、22 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られないが、年金事務所が保管している請求者に係る平成 27 年 10 月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっていること及び日本年金機構が平成 28 年については保険者算定である旨回答していることから、事業主は、上記給与明細等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成 27 年 10 月から平成 28 年 11 月までに係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 12 月 1 日までの期間については、請求者から提出された給与明細等により、本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は 26 万円であり、上記 1 の訂正後の標準報酬月額（22 万円）より高額であることが確認できる。

したがって、請求期間のうち、平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 12 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額は、上記給与明細等により確認できる報酬月額から、26 万円とすることが必要である。

なお、平成 27 年 10 月から平成 28 年 11 月までの訂正後の標準報酬月額（上記 1 の訂正後の標準報酬月額（22 万円）を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、平成 28 年 12 月 1 日から平成 30 年 7 月 21 日までの期間については、訂正請求日において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法に基づき標準報酬月額を認定することとなるところ、上述の給与明細一覧、給与振込口座通帳（以下「振込通帳」という。）及び日本年金機構の回答から判断すると、本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、26 万円であると認められる。

したがって、請求期間のうち、平成 28 年 12 月 1 日から平成 30 年 7 月 21 日までの期間に係る標準報酬月額は、上記給与明細一覧及び振込通帳により確認できる報酬月額並びに日本年金機構の回答から、26 万円とすることが必要である。